

中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める件

近年、中国政府によるウイグル族など少数民族に対する恣意的な拘束や監視、拷問、強制労働、強制不妊手術、性的暴行、子どもの親からの引き離しなど、深刻な人権侵害行為が報告されている。中国政府による深刻な人権侵害は、ウイグル族に対するものにとどまらず、チベットや内モンゴル、香港の人々に対しても行われており、文化を破壊する行為も含め、ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）に違反する行為と深刻に懸念するところである。

国際連合人権理事会において、我が国をはじめとして米国、欧州各国など 40 を超える国々が、中国・新疆ウイグル自治区の人権状況について「深刻な懸念を抱いている」との共同声明を発表した。日米首脳会談においても、香港と新疆ウイグル自治区における人権状況への「深刻な懸念」を日米首脳共同声明に明記した。米国は、中国政府による新疆ウイグル自治区における人権侵害を「ジェノサイド（民族大量虐殺）」であると認定し、世界各国の人権状況に関する年次報告書に「ジェノサイド」があったと明記した。先進 7 カ国首脳会議では、国際的なサプライチェーン（供給網）における強制労働の根絶への連携の強化や、中国に対し新疆ウイグル自治区や香港における人権、基本的自由の尊重等を求めることを表明するなど、中国政府による深刻な人権侵害に対する懸念が各国に共有されている。

国会及び政府におかれては、国際人権規約に基づき基本的人権の尊重を掲げる国として、国際法と国際連合憲章を遵守する確固たる見地から、人権を尊重する国際社会と協調して、中国政府に対し説明責任を果たすよう要求することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 10 月 12 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦